

議案第138号

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年6月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
	201,960円

2 事件の概要

令和6年12月15日午前8時20分頃、市立内浜中学校の正門の引き戸式門扉の固定が不十分であったため、当該門扉が強風により閉じ、当該正門から前面の市道に出ようとした相手方[REDACTED]氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。